

田尻町学校園 I C T 環境整備更新業務
プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月
田尻町

1. 主旨

本実施要領は、田尻町（以下「町」という。）が発注する田尻町学校園ＩＣＴ環境整備更新業務を委託する事業者を選定する手続及び審査要件を定めるものである。

2. 事業概要

（1）業務名

田尻町学校園ＩＣＴ環境整備更新業務

（2）業務内容

別添「田尻町学校園ＩＣＴ環境整備更新業務調達仕様書」のとおり

（3）業務期間

①構築期間

契約締結後から令和9年2月28日まで

②運用期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

（4）業務場所

①田尻町立小学校 田尻町吉見690番地

②田尻町立中学校 田尻町嘉祥寺412番地1

③田尻町立認定こども園たじりエンゼル 田尻町嘉祥寺432番地1

（5）提案上限額

契約に当たっての上限額は、次の各予算額のとおりとする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。なお、それぞれの内訳及び各年度に示す予算額を超えることはできない。また、ここに提示する金額は、契約予定金額を示すものではない。

[予算総額]

①総額 金299,761千円

②年度内訳

令和8年度 金75,788千円

令和9年度から令和12年度まで 金182,216千円（45,554千円／年）

令和13年度 金41,757千円

[内訳]

①ＩＣＴ環境整備更新業務（使用料及び賃借料）

総額 金227,768千円（60か月）

期間 令和8年度から令和13年度まで（令和9年3月から令和14年2月まで）

②ネットワーク改修工事（工事請負費）

総額 金71,993千円

期間 令和8年度（契約締結後から令和9年2月まで）

3. 業務の目的

令和7年3月、文部科学省において「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂され、GIGAスクール構想の進展により教育現場のクラウド活用が進んでいることを踏まえ、情報資産の分類・仕分け・管理方法の見直しが示された。また、令和5年「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」においては、ネットワーク分離によるシステム構成からアクセス制御によるセキュリティ対策を講じたうえで校務系と学習系のネットワーク統合が推奨されている。

以上のような背景から、本町においては、学校園ＩＣＴの積極的な活用やセキュリティ対策の強化、業務の効率化等を図ることを目的に、校務（園務）支援システムの更新及びクラウド環境の活用及び統合型ネットワークを整備するものである。

4. プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加表明書の提出日現在において、次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 田尻町契約規則（平成 17 年田尻町規則第 14 号）第 5 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されていること（令和 7・8 年度田尻町入札参加資格者名簿に登録されていること。）。
- (2) 過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度までの間）に、元請けにて国又は地方公共団体が発注する公立学校園において、クラウド型校務（園務）支援システム及び学校園に係るネットワーク統合の導入実績があること。
- (3) 仕様書に定める業務の遂行能力及び適正な実施体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (6) 参加表明書提出日から選定結果の通知日までの間において、国又は地方公共団体との契約に関する入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 参加表明書提出日から選定結果の通知日までの間において、田尻町暴力団等排除条例（平成 24 年田尻町条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (8) 第三者をして貸付けしようとする者にあっては、第三者をして貸付けできる能力を有する者であること。また、当該第三者は、令和 7・8 年度田尻町入札参加資格の登録を受けていること。なお、当該第三者として貸付けを行う者は、自ら参加することはできない。
- (9) 業務についての守秘義務を遵守できること。
- (10) 町との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5. 実施要領の配布期間及び方法

- (1) 配布日
令和 8 年 1 月 9 日（金）
- (2) 配布方法
田尻町ホームページ（<http://www.town.tajiri.osaka.jp/>）に掲載する方法により配布する。

6. 業者選定スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 実施要領の公表（配付） | 令和 8 年 1 月 9 日（金） |
| (2) 参加表明書提出期間 | 令和 8 年 1 月 9 日（金）から 1 月 21 日（水）午後 5 時まで |
| (3) 質疑書提出期間 | 令和 8 年 1 月 13 日（火）から 1 月 23 日（金）午後 5 時まで |
| (4) 質疑回答日 | 令和 8 年 1 月 30 日（金） |
| (5) 企画提案書提出期間 | 令和 8 年 1 月 22 日（木）から 2 月 13 日（金）午後 5 時まで |
| (6) 辞退届提出期限 | 令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 5 時まで |
| (7) 審査（プレゼンテーション含む） | 令和 8 年 2 月 25 日（水）[予備日：2 月 26 日（木）] |
| (8) 審査結果通知・公表 | 令和 8 年 3 月 6 日（金） |
| (9) 契約締結 | 令和 8 年 3 月 予定 |

7. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、「4. プロポーザル参加資格要件」を満たさない場合は、参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第 1 号）
 - ②業務実績書（様式第 2 号）
 - ③会社概要書（様式第 3 号）
 - ④誓約書（様式第 4 号）
 - ⑤第三者貸付誓約書（様式第 5 号）※第三者貸借方式を採用する場合のみ
- (2) 提出部数
各 1 部

- (3) 提出期間
令和8年1月9日（金）から1月21日（水）午後5時まで〔必着〕
- (4) 提出方法
郵送（書留郵便に限る。）又は持参
- (5) 提出先
「15 担当課」のとおり

8. 質疑応答

- (1) 質疑書の提出期間
令和8年1月13日（火）から1月23日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
質疑書（様式第6号）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信に当たっては、電子メールの件名に【田尻町学校園ICT環境整備更新業務プロポーザル質疑書（事業者名）】と記載すること。
また、電子メール送信後は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (3) 提出先
「15 担当課」のとおり
- (4) 質疑回答方法
提出のあった質疑への回答は、取りまとめのうえ、令和8年1月30日（金）までに全参加表明者にメール送信する。
- (5) その他
機器設置等の工事については、質疑書によることなく、必要に応じ、質疑書の提出期間において対象となる場所の視察を行うこと。

9. 企画提案

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ①企画提案応募書（様式第7号）……………1部
 - ②企画提案書（任意様式）……………9部
 - ③機能・非機能要件書兼回答書（別紙2）…9部
 - ④見積書（様式第8号）……………1部（代表者の押印がなされていること）
 - ⑤パンフレット（必要に応じ）……………9部
- (2) 提出期間
令和8年1月22日（木）から2月13日（金）午後5時まで〔必着〕
- (3) 提出方法
郵送（書留郵便に限る。）又は持参
- (4) 提出先
「15 担当課」のとおり

10. 企画提案書の作成

企画提案書等の作成に係る規格、構成等は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書類の規格
 - ① 企画提案書等の形式は、A4版とし文字の大きさは概ね11ポイント以上とする。
なお、補足資料等においては、必要に応じA3版も利用できるものとする。
 - ② 様式等が示されたものは、その様式を用いて作成すること。様式の指示のないものについては、任意様式とする。
 - ③ 記述内容については、専門的知識を有しない者に対する配慮をし、専門用語や略語等においては、説明文をつけるなどの配慮をすること。
- (2) 企画提案書の記載項目
 - ①提案書の構成
別添「田尻町学校園ICT環境整備更新業務仕様書」等に基づき、次の構成により作成すること。

- 1 章 基本事項
- 2 章 ネットワーク
- 3 章 設計・構築
- 4 章 運用・保守体制
- 5 章 追加提案

②各章の記載内容

1 章 基本事項

- ・ 本町の課題認識とその解決策に関する具体的な実現方針と重点項目等を記載すること。
- ・ 学校園 ICT 環境整備の導入実績を記載すること（様式第 2 号）。
- ・ プロジェクト体制及びスケジュールについて記載すること。

2 章 ネットワーク

- ・ 将来的な教育 ICT 活用の拡張性を考慮した設計について記載すること。

3 章 設計・構築

- ・ 不正接続等のセキュリティ対策を記載すること。
- ・ 校務 DX による教職員の負担軽減について記載すること。

4 章 運用・保守体制

- ・ ハードウェア、ソフトウェアの運用・保守体制について
- ・ 通常時の運用体制、障害発生時の対応、災害対応など不測の事態への対応について記載すること。
- ・ 円滑な導入に向けた研修について記載すること。

5 章 追加提案

- ・ その他、上記以外の有用な提案について記載すること。

1.1. 企画提案に対する審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション（以下「企画提案書等」という）に対する審査は、町及び学校の関係者が審査員として審査する。

(2) 審査項目及び審査基準

- ① 審査に当たっては、企画提案書等のほか、業務実績書、機能・非機能要件書兼回答書、見積書について、別表「田尻町学校園 ICT 環境整備更新業務に係る審査事項及び評価項目」（以下「審査事項表」という。）に基づき提案内容を審査し、最高評価点を得た事業者を最優秀提案者として選定する。
- ② 最高評価点を得た者が複数ある場合は、「9. 企画提案」（1）提出書類の④見積書の提案見積額合計の最も安価な者を選定するものとする。
- ③ 評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、選定しない。
- ④ 本プロポーザルは、企画提案者が 1 者の場合であっても審査を行い、要件を満たす者を選定するものとする。

(3) 審査日時

令和 8 年 2 月 25 日（水）[予備日：2 月 26 日（木）]

※ 集合時間については、プレゼンテーション開催通知書により通知する。

(4) 審査場所

田尻町教育センター

※ 会場の詳細は、プレゼンテーション開催通知書により通知する。

(5) 実施時間

1 企画提案者につき出席者は 5 名以内とし、プレゼンテーションは 50 分以内（企画提案 40 分、質疑 10 分）とする。

(6) プrezentation 方法

- ① 企画提案は、あらかじめ提出している企画提案書に基づき簡潔に説明すること。
- ② 説明に当たっては、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の持込み、使用することを認める

③ プレゼンテーションは、非公開とする。

(7) 審査結果

① 審査結果については、全ての企画提案者に文書にて通知する。

② 選定した事業者の名称及び本プロポーザルの審査における評価結果については、本町ホームページにより公表する。

③ 審査の途中経過については、公表しない。また、審査結果に対する異議申し立てについてもこれを受け付けない。

1.2. 契約の締結

(1) 町は、「1.1. 企画提案に対する審査方法及び審査基準」の審査結果により選定した最優秀提案者と協議し、契約に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結するものとする。

(2) (1)の協議が成立しなかった場合は、審査結果において評価点が次に高い事業者と協議するものとする。

(3) 契約締結日は、次のとおりとする。

①田尻町学校園ICT環境整備更新業務（リース契約） 協議成立後速やかに締結

②田尻町学校園ICTライセンス使用料 システム運用開始までに締結

③田尻町学校園ネットワーク改修工事 協議成立後速やかに締結

ただし、③の契約は仮契約であり、田尻町議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

(4) 契約の締結に当たり、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、田尻町契約規則第38条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を全部又一部免除するものとする。

(5) 使用料等の支払

各契約に係る使用料等の支払は、次のとおりとする。

①田尻町学校園ICT環境整備更新業務（リース契約）

サービス利用及びシステム保守業務を受けた月の翌月において当該月の請求書の受領日後30日以内に当該月額料金を支払うものとする。

②田尻町学校園ライセンス使用料

サービス利用及びシステム保守業務を受けた月の翌月において当該月の請求書の受領日後30日以内に当該月額料金を支払うものとする。

③田尻町学校園ネットワーク改修工事

業務完了後（本町の完了検査を経て引渡しを受けた後）、請求書の受領日後から30日以内に全額一括払にて支払うものとする。

1.3. 留意事項

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 実施要領に違反すると認められる場合

④ 実施要領及び仕様書に示した条件に適合しない場合

⑤ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

⑥ 「9. 企画提案」「(1) 提出書類」「④見積書」の金額が「2. 事業概要」の「(5) 提案上限額」に示すそれぞれの金額を超えている場合

⑦ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

⑧ その他実施要領に違反する行為、または審査の公平性に影響を与える不正行為があつた場合

(2) 本プロポーザルにおいて作成する書類のほか、必要な手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。また、書類の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現を使用するものとする。

(3) 本プロポーザル参加に要する必要経費等は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない（ただし、本町が承諾し

- たものについてはこの限りではない。)。
- (5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された書類は、全て田尻町情報公開条例（平成12年田尻町条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 信書便及び電子メール等の通信事故については、本町は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 参加者は、企画提案応募書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (9) 企画提案者から提出できる企画提案書は1つに限るものとする。
- (10) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。なお、本プロポーザルによる選定結果に関する公表その他町が必要と認めるときは、町は、選定した事業者の提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (11) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける選定提案者の特定以外の目的では使用しない。
- (12) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加表明者が負う。

14. その他

- (1) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を令和8年2月17日（火）午後5時までに「15. 担当課」に持参又は郵送（郵送の場合は、同提出期限必着）により提出するものとする。なお、辞退は自由であり、辞退により以降における不利益はない。
- (2) 期限までに提案書又は辞退届の提出がない場合は、参加を棄権したものとみなす。
- (3) 企画提案書等の内容については、審査結果を経て選定した事業者と、選定後に町と詳細を協議するものとする。なお、協議の結果、内容、金額について変更が生じる場合がある。
- (4) 本業務の遂行中に、受託者が町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告し、町の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者がこれを追うものとする。
- (5) 本業務の遂行中に事故があったときは、速やかに所要の措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況を町に報告するものとする。
- (6) 本事業の実施に当たっては、町の指示に従うものとする。
- (7) 本事業の契約締結後は、町に対し適宜進捗状況を報告するものとする。
- (8) 町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。なお、受託者が次期受託者に業務を引継ぐに当たっては、円滑な引継ぎに協力するものとし、必要なデータ等の提供を遅滞なく提供するものとする。
- ① 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合にあっては、町は契約を解除することができる。この場合において町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。また、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。
- ② 災害その他不可抗力に起因する町及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合にあっては、事前に書面にて通知することにより契約を解除することができる。

15. 担当課

田尻町教育委員会事務局教育管理課 担当：石谷

〒598-0091

大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺409番地6（田尻町教育センター内）

電話：072-466-5022

FAX：072-466-5095

メールアドレス：kyoukan@town.tajiri.osaka.jp